

## 新型コロナウイルス感染症対策についての対応について（第3版）

（一社）九州橋梁・構造工学研究会

令和2年に発生した新型コロナウイルス感染症は、昨年4月7日には緊急事態宣言が発令されて、その後一旦落ち着いたかに見られ、5月25日に緊急事態が解除され、国の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針では、「新しい生活様式」の定着等を前提として一定の移行期間を設け、外出の自粛や施設の使用制限の要請等を緩和しつつ、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げることとされてきました。ところが年末より第3波が発現し、これまでにない感染者数などの増加となり、今年、令和3年1月13日には、1都2府8県に再び緊急事態宣言が発令されることになりました。

当研究会の活動の中心地となっている福岡県も緊急事態としての対応が求められることとなったことを受け、4月9日付で通知しました「新型コロナウイルス感染症対策についての対応について」（第1版）、一旦解除された時点7月22日の（第2版）に引き続き、現時点での活動方針として、改めて下記のように変更・継続することとしましたので、各会員の立場で、ご協力をお願い申し上げます。

### 1. 運営委員会等の開催について（継続一部変更）

・運営委員会；開催方法としては、原則オンライン会議とする。ただし、対面での会議が必要と判断した場合は、3密を避けるため、事務局、正副委員長と小委員会代表者のみの参加による少人数による会議を開催する。

なお、上記以外の運営委員会小委員会、研究分科会の開催などKABSEの活動（対面における会議など）においても、原則オンライン会議とするが、対面での会議が必要な場合は、適切な感染防止策が講じられることを前提に、以下のとおりとする。

- ・屋内にあっては、収容定員の半分程度以内の参加人数にすること。
- ・屋外にあっては、人と人の距離を十分に確保できること（できるだけ2m）。
- ・その他、政府・自治体等の対策要領によること

### 2. KABSE事務局への連絡など（継続）

・事務局への連絡は、原則的にメールでお願いします。対応は遅れることもありますが、必ず返信します。

・緊急事態宣言の終了時は、対応要領を改めてHPで通知します。

以上